

告示

埼玉県告示第千七百七十八号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市和泉町

四 作業期間

令和五年九月十九日から令和五年十一月三十日まで